

定 款

オイシックス株式会社

(2026年7月1日改訂)

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、オイシックス株式会社と称し、英文では、Oisix Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1・食品（酒類を含む）・日用雑貨品の宅配事業
- 2・食品（酒類を含む）・日用雑貨品の輸出入、販売及び卸売業
- 3・食品（酒類を含む）・日用雑貨品の企画研究・開発
- 4・情報処理・提供サービス業
- 5・コンサルティング・リサーチ業務
- 6・各種インターネットビジネスの構築・運用代行業務
- 7・インターネット・電話・ファクシミリなどを利用した通信販売事業のシステム構築及び運営
- 8・コンピュータソフトウェアの開発及び販売
- 9・イベントの企画・運営
- 10・投資ファンド・ベンチャー企業への投資並びにコンサルティング業務
- 11・投資事業有限責任組合その他同様の組合等の組成、運営、管理その他の業務
- 12・有価証券の取得、保有及び売買
- 13・肥料、ペットフード及びその原料に関する製造、販売並びに輸出入
- 14・書籍、雑誌の編集、出版並びに販売
- 15・音楽・映像ソフトウェア及び美術工芸品の企画、製作及び販売
- 16・キッチン用品、電気製品、浄水器の販売
- 17・飲食店、宿泊施設及び娯楽施設の経営及び給食業務
- 18・スーパーマーケットの経営
- 19・会員制スポーツクラブの経営
- 20・食品製造、食肉処理及び加工業
- 21・地方自治法に定める指定管理者制度に基づく公の施設及び社会福祉法人等の施設の管理運営業務
- 22・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく公共施設等の建設、維持管理及び運営業務
- 23・学校、病院、寮、保養施設及び社会福祉法人等の施設の総合管理請負
- 24・通信事業（仮想移動体通信事業を含む）及び通信（仮想移動体通信を含む）の販売代理業
- 25・広告の企画、制作並びに広告代理業
- 26・倉庫業
- 27・貨物運送取扱車業法に基づく第1種利用運送事業及び運送取次業
- 28・貨物自動車運送事業及び各種運送業
- 29・車両の運行管理請負及び保守点検に関する業務
- 30・自動車、自動車部品及び自動車用品の売買、斡旋並びに石油類の売買
- 31・自家用自動車有償貸渡業務
- 32・旅客自動車運送事業
- 33・各種商品の販売・委託販売・取次・貸出
- 34・損害保険代理店業及び生命保険募集に関する業務
- 35・生命保険会社に対する特定証券業務の委託の斡旋及び支援
- 36・各種金融商品販売代理業
- 37・コンテンツの提供・販売業

- 38・商品券・プリペイドカード、チケットの発行及び販売
- 39・医薬品、医薬部外品及び健康食品の製造、卸売、販売、貸出及び輸出入
- 40・ビューティーサロン、エステティックサロン、施術所、診療所、マッサージ店等美容健康に関する施設・店舗の経営、運営及び経営指導
- 41・日本の歴史・文化教育に関する資料館、遊園地、遊技場、興行場施設及び公衆浴場の経営、管理運営業務
- 42・通所介護、訪問介護及び居宅介護支援事業並びに介護用品及び介護機器の販売業務その他介護保険法に基づく介護事業
- 43・児童館、放課後児童クラブ、子育て支援センター、放課後子供教室、託児所・保育施設関連事業に関する管理運営業務の請負
- 44・移動販売車（又は店舗）による食品・日用雑貨品の販売・提供
- 45・畜農水産物の生産、畜農水産物の生産に関する調査、研究、開発
- 46・国内及び海外農畜水産後継者並びに調理師の育成業務
- 47・農作物の生産に必要な物資及び機材の供給及び貸付け並びにシステム構築
- 48・花卉の仕入及び販売並びに輸出入
- 49・建設工事請負業及び設計監理業
- 50・不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
- 51・住宅の設計、建設、販売、仲介及び斡旋
- 52・ハウスクリーニング業務及びその仲介
- 53・旅行サービス手配業
- 54・原子力発電所、放射能、合成洗剤、農薬、食品添加物等に関する調査、研究
- 55・総合警備保障業務並びに防犯、防災に関する調査、助言及び設備器具の販売業務
- 56・事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の事業活動を支配、管理する業務
- 57・各種電力会社代理店事業
- 58・労働者派遣事業
- 59・有料職業紹介事業
- 60・前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

（機関）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

（公告の方法）

第5条 当社の公告の方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は71,411,200株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利の制限)

第8条 当社の単元株式数に満たない数の株式(以下、「単元未満株式」という。)を有する株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、事業年度の翌日から起算して3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じてその都度招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以ってこれを行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上を以ってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 19 条 当社の取締役は、11 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以って行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって予め選

定した取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項にて選定された者に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を以て行う。

2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第 29 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 30 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(選任)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。
3. 当会社は会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数を以ってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第 39 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 40 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

2. 会計監査人の選任決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以て行う。

(任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 42 条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 43 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 44 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 45 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 46 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以 上